

令和８年第２回（６月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第３号）

令和８年６月１２日（金曜日）午前９時３０分開議

- 第 １ 陳情第２号 出雲崎町における風力発電事業の検討に関する陳情
- 第 ２ 陳情第４号 出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情
- 第 ３ 陳情第５号 出雲崎町で検討されている風力発電事業に関する陳情
- 第 ４ 陳情第６号 （仮称）出雲崎・西山風力発電事業に反対し、低周波音等による健康影響について慎重な対応を求める陳情
- 第 ５ 陳情第７号 （仮称）出雲崎・西山風力発電事業に伴う土砂災害・森林破壊・水環境への影響について慎重な対応を求める陳情
- 第 ６ 陳情第８号 （仮称）出雲崎風力発電事業に伴う自然環境・生態系・景観への影響について慎重な対応を求める陳情
- 第 ７ 陳情第９号 （仮称）西山風力発電事業に関する一部地区限定の説明会の撤廃、及び客観的安全性が証明されない場合の計画見直しを求める陳情書
- 第 ８ 発議第２号 「出雲崎町における安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」の早期実現を強く求める意見書
- 第 ９ 議員派遣の件
- 第 １０ 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１０名）

１番	和田 一 幸	２番	小林 明日香
３番	宮 下 孝 幸	４番	中 野 勝 正
５番	高 桑 佳 子	６番	小 林 玲 子
７番	北 谷 三 樹	８番	島 明日香
９番	石 川 豊	１０番	高 橋 速 円

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	仙 海 直 樹
副 町 長	河 野 照 郎
教 育 長	曾 根 乗 知
総 務 課 長	金 泉 修 一
町 民 課 長	相 澤 修 一
保健福祉課長	前 田 研
こども未来室長	星 野 昌 子
産業観光課長	内 藤 良 治
建 設 課 長	日 山 正 春
教 育 課 長	吉 岡 育 子
保健福祉課参事	若 山 和 義
産業観光課参事	小 黒 修
建 設 課 参 事	山 田 竜 太
教 育 課 参 事	高 橋 聡

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	寺 尾 勉
書 記	黒 崎 陽 介

◎開議の宣告

○議長（高橋速円）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円）　本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎陳情第２号　出雲崎町における風力発電事業の検討に関する陳情

陳情第４号　出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情

陳情第５号　出雲崎町で検討されている風力発電事業に関する陳情

陳情第６号　（仮称）出雲崎・西山風力発電事業に反対し、低周波音等による健康影響について慎重な対応を求める陳情

陳情第７号　（仮称）出雲崎・西山風力発電事業に伴う土砂災害・森林破壊・水環境への影響について慎重な対応を求める陳情

陳情第８号　（仮称）出雲崎風力発電事業に伴う自然環境・生態系・景観への影響について慎重な対応を求める陳情

陳情第９号　（仮称）西山風力発電事業に関する一部地区限定の説明会の撤廃、及び客観的安全性が証明されない場合の計画見直しを求める陳情書

○議長（高橋速円）　日程第１、陳情第２号　出雲崎町における風力発電事業の検討に関する陳情、日程第２、陳情第４号　出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情、日程第３、陳情第５号　出雲崎町で検討されている風力発電事業に関する陳情、日程第４、陳情第６号　（仮称）出雲崎・西山風力発電事業に反対し、低周波音等による健康影響について慎重な対応を求める陳情、日程第５、陳情第７号　（仮称）出雲崎・西山風力発電事業に伴う土砂災害・森林破壊・水環境への影響について慎重な対応を求める陳情、日程第６、陳情第８号　（仮称）出雲崎風力発電事業に伴う自然環境・生態系・景観への影響について慎重な対応を求める陳情、日程第７、陳情第９号　（仮称）西山風力発電事業に関する一部地区限定の説明会の撤廃、及び客観的安全性が証明されない場合の計画見直しを求める陳情書、以上議案７件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました陳情第２号、陳情第４号、陳情第５号、陳情第６号、陳情第７号、陳情第８号、陳情第９号は、総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号及び陳情第4号から陳情第9号まで陳情7件を審査するため、6月10日午後1時30分より役場議員控室において委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その審査経過についてご報告いたします。

なお、審査に当たっては、陳情の趣旨と理由を踏まえて、採択の一般的な基準となる願意の妥当性、実現の可能性、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかについて、それぞれの陳情項目について一つ一つ慎重に確認し、審査をいたしました。委員から出された主な意見とその審査結果については、それぞれの陳情ごとにご報告いたします。

初めに、陳情第2号 出雲崎町における風力発電事業の検討に関する陳情について、委員からは、連絡協議会を設けて将来にわたっての計画を地主、町、発電事業者と協議、検討することとあるが、その3者でよいのかは不透明な部分がある。町と事業者で協定書を取り交わして取り組むとあるが、既に調整が始まっているところなので、採択して進めるまでしなくてもよいのではないかと。また、建設的な議論、検討を進めてほしいということは留意すべきであるなどの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第2号は全員一致で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第4号 出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情について、委員からは、陳情第2号と同様に既に町が進めていることである。また、建設的に検討、推進することとあるが、町が推進するまでのことではないのではないかなどの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第4号は全員一致で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号 出雲崎町で検討されている風力発電事業に関する陳情について、委員からは、ふるさと納税や固定資産増を考え、建設的な協議を要望しており、町に対して熱い思いを伝えているが、町と事業者との間で調整を行っている今の時点では、議会の権限ではないと思うなどの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第5号は全員一致で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第6号 （仮称）出雲崎・西山風力発電事業に反対し、低周波音等による健康影響について慎重な対応を求める陳情について、委員からは、健康被害や生活環境の悪化については不安に思う部分もあるが、議会として反対の意思を表明するというのは難しい。町が独自で客観的、科学的な調査、検証を実施するのは実現の可能性がないのではないかと。住民の十分な理解と合意が得られるまで事業を進めないとあるが、議会の権限を超えていると考えるなどの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第6号は全員一致で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第7号 （仮称）出雲崎・西山風力発電事業に伴う土砂災害・森林破壊・水環境への影響について慎重な対応を求める陳情について、委員からは、慎重な対応を求めるという陳情であ

り、町が対応している中で議会が上げることではないのではないか。町が具体的な調整に入っているものであり、行政の進捗状況を見て、今の段階では待つことが適当だなどの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第7号は全員一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第8号（仮称）出雲崎風力発電事業に伴う自然環境・生態系・景観への影響について慎重な対応を求める陳情について、委員からは、陳情第6号、陳情第7号と同様に、町が独自で客観的かつ科学的な調査、検証を実施するのは議会の権限を超えているのではないかとの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第8号は全員一致で不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第9号（仮称）西山風力発電事業に関する一部地区限定の説明会の撤廃、及び客観的安全性が証明されない場合の計画見直しを求める陳情書については、町が調整作業に入っている今、その説明を待ってからでもよいと考える。陳情項目4については、議会の権限ではない。説明会の参加制限の撤廃を求めているが、地域への説明や地域の意思が尊重されるべきであり、その後の話になるのではないか。町民懇談会が行われており、行政側が町民の意見を聞く機会を設けている。そこで意見が上がり、行政側で対応することと考えるなどの意見が出されました。慎重審査の結果、陳情第9号は全員一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情7件の審査の報告は以上ですが、共通して言えることは、風車の建設に慎重な対応を求める陳情も建設的な検討、推進を求める陳情も、出雲崎町の将来を見据え、熱い思いを持って提出されたものだということです。私たち議会は、その願意を酌み取り、これからの対応に生かしていくべきと強く感じました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（高橋速円） これから委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、陳情第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） 私のほうから委員長のほうに1点だけ、確認のためにお伺いをおきたいと思います。

昨今の異常気象の中で、地球温暖化、CO₂削減というものは地球規模的に大きな課題となっているわけでありますが、ここで取り上げられているものもまた再生可能エネルギーの一端の風力に関連するものが多いわけです。その点について、委員会のほうで再エネの必要性というものについて、その観点から意見等が出たかどうか、その確認をしたいと思います。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 陳情第４号の審査の経過では、この風力発電の有効性について
の話は出されませんでした。

○議長（高橋速円） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第５号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第６号の質疑を行います。質疑ありませんか。

２番、小林明日香議員。

○２番（小林明日香） 陳情第６号、健康被害についてなのですが、皆さんの間で討論はありました
でしょうか。

○議長（高橋速円） ５番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 討論はありませんでした。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第７号の質疑を行います。質疑ありませんか。

２番、小林明日香議員。

○２番（小林明日香） 陳情第７号の土砂災害、森林破壊、水環境の影響について討論はありまし
たか。

○議長（高橋速円） ５番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） ありませんでした。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第８号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、小林明日香議員。

○2 番（小林明日香） 陳情 8 号、出雲崎の自然環境、生態系、景観への影響について討論はありましたでしょうか。

○議長（高橋速円） 5 番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） ありませんでした。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第 9 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、小林明日香議員。

○2 番（小林明日香） 陳情第 9 号、一部地区の限定の撤廃、客観的安全性が証明されていない場合の計画の見直しを求める陳情に対して、皆さんで討論はありましたでしょうか。

○議長（高橋速円） 5 番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 質疑はありましたが、討論はありませんでした。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

2 番、小林明日香議員。

○2 番（小林明日香） 一切の討論なく、とても大事なことが決められていると私には受け取られます。さらに申し上げますと、町が具体的な調整に入っているからと……

〔「委員会の内容について聞くだけなんだよ。これに意見言うんじゃないんだ」の声あり〕

○2 番（小林明日香） その説明を待ってからと言われているのですが……

〔「止めてください」の声あり〕

○議長（高橋速円） 小林議員、ここは質疑なのです。委員長報告に対する質疑です。だから、今の議員が発言する内容は、委員長報告の内容を超えているのではないですか。きちんとその範囲の中で質疑をしてください。

○2 番（小林明日香） そうしましたら、では委員会の 5 名の皆さんは、満場一致でこの 6、7、8、9 ととても大事な内容を誰一人討論もなく、採決で反対する人もいなかったということでしょうか。

○議長（高橋速円） 5 番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 委員会の中では皆さんで意見の交換をいたしました。それは質疑の中であって、討論はその次に賛成、反対という討論がある場合にありますが、そういう意味でお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋速円） 概念規定が違うのです。質疑のことを討論というふうに彼女は言っているのです。ですから、これはもうこれ以上の進展ないと判断します。

ほかに質疑ありませんか。

1 番、和田議員。

○1 番（和田一幸） この陳情第 9 号だけではないのですけれども、陳情に関して最後にまとめとして、皆さん、町民の熱い思いが反映されているというようなことを委員長もおっしゃっていたのですが、それに関してなのですが、知りたいことは 2 点。傍聴を今回全ての陳情で認めなかった、そしてもう 1 点、参考人を全て招致しなかったことの具体的な理由をお教えます。

〔何事か声あり〕

○議長（高橋速円） 和田議員、これは委員長報告に対する質疑ですから、だからこれは今の発言の趣旨とはちょっと違うのではないですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、陳情第 2 号の討論を行います。陳情第 2 号の討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第 4 号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第 5 号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第 6 号の討論を行います。討論ありませんか。

〔挙手とともに「議長、2 番」の声あり〕

○議長（高橋速円） 2 番、小林明日香議員。

○2 番（小林明日香） ここで討論を始めてよろしいのですよね。先ほどの……

○議長（高橋速円） 討論は、だから賛成、反対、私がこれから討論を求めるときに、きちんと自分

で反対討論と私が言いますから、そのときに言うのです。あるいは、賛成討論ありませんかというふうに言います。分かります。

○2番（小林明日香） 今では……

○議長（高橋速円） そうでないときは挙手はしないでください。混乱するだけです。議場の秩序を保つように協力してください。いいですね。

○2番（小林明日香） 今反対討論をしてはいけないということですか。

○議長（高橋速円） ちょっと暫時休憩します。

（午前 9時50分）

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時51分）

○議長（高橋速円） 陳情第6号の討論を行います。

討論ありませんか。討論がある場合は、まず原案に反対の方の発言を求めることになります。ありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第7号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第8号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第9号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第2号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択と決定しました。

次に、陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第4号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第5号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第6号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第6号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

陳情第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第7号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第7号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第8号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第8号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第9号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第9号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

議長よりあえて執行機関の皆様に申し上げます。ただいま一括議題といたしました陳情7件は、町民の皆様が出雲崎町への熱い思いをつづったものです。ただいま当議会といたしましては、全て採決を終えましたけれど、この町民の皆様の思いを真摯に受け止めていただき、町民の福祉向上のため、精いっぱい対応してくださるようお願いいたします。

次に、日程第8、発議第2号に入ります。発議第2号は私が提案者でありますので、進行を副議長と交代いたします。

暫時休憩といたします。

（午前 9時57分）

○副議長（石川 豊） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより進行します副議長の石川でございます。ご協力をお願いいたします。

（午前 9時58分）

◎発議第2号 「出雲崎町における安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」
の早期実現を強く求める意見書

○副議長（石川 豊） 日程第8、発議第2号 「出雲崎町における安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」の早期実現を強く求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、高橋速円議員。

○10番（高橋速円）

「出雲崎町における安全で安心して暮らせるまちづくり の推進」の早期実現を強く求める意見書

○趣旨概要

出雲崎町議会は、柏崎刈羽原子力発電所稼働に関し、複合災害時等の避難体制やそれに係る財政負担等については、国の責任で成されるべきであり、財政的に脆弱な市町村へは手厚く配慮があつてしかるべき、と考えます。

当町の町民が、柏崎刈羽原子力発電所の開設時から今日まで関わってきた事象を深く認識され、かつ当町の地理的特性を理解され、町が進めている「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」に関する下記事項等を早期に実現できるよう、県において支援されますよう強く要望します。

○要望事項

1 避難場所及び避難路等の整備に対する財政支援

柏崎刈羽原子力発電所から20キロ圏内に町内全域が含まれる当町においては、災害が生じた場合に、住民が安全に避難できる環境を強化することは喫緊の課題となっている。

このため、町が進める次の事項について、県においては適切な財政支援を講じていただけるよう要望する。

（1）尼瀬地区津波緊急避難場所の整備

尼瀬地内（渋川臨海学校跡地）に津波避難時に一時滞在できる多機能型の津波緊急避難場所を整備する。

（2）屋内退避施設と指定避難所を結ぶ道路整備

体育館空調設備・断熱化・気密化を行う出雲崎中学校と指定避難所となる中央公民館の2つの施設を直結する道路を整備する。

（3）広域避難に向けた海岸地区と国道を結ぶ道路の整備

現在、国道116号と海岸部を結ぶ道路は、国道及び県道各1路線と町道2路線があるが、そのうち町道尼瀬稲川線等は急勾配、急カーブ、幅員狭小の区間があるため、避難時に支障があることから部分改良し機能向上を図る。

（4）津波指定避難場所が孤立しないための指定避難場所を結ぶ縦断道路の整備

津波避難は長時間が想定される。津波指定避難場所の孤立を防ぎ、人員の移動や物資搬入ルートが確保できる縦断道路を整備する。

2 原子力立地給付金（電気料金の割引）の交付単価の引き上げ

当町の全域が柏崎刈羽原子力発電所から20キロ圏内に含まれているという地理的特性を踏まえ、『立地給付金』交付単価の引き上げを要望する。

3 海岸部から高台への避難として一般国道352号出雲崎改良工事(石井町工区)の早期工事完了

現在、国道352号改良工事が進められているが、石井町工区は完成までにあと10年余を要すると当局から示されている。現状では避難路としての機能が不十分であるので一日も早い工事完了を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県知事、花角英世様。令和8年6月12日。新潟県三島郡出雲崎町議会議長、高橋速円。

以上であります。皆さん、よろしくお願いします。

○副議長（石川 豊） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（石川 豊） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（石川 豊） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（石川 豊） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（石川 豊） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

審議が終わりましたので、議長と交代をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時05分）

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時06分）

◎議員派遣の件

○議長（高橋速円） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（高橋速円） 日程第10、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋速円） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第2回出雲崎町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時07分）